【資料３】

【再評価理由】①国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの

【再評価回数】５回目

【前回実施年度】令和３年度

【事業種別】　港湾公害防止対策事業

【事業名】　大阪港内公害防止対策事業

令和８年１１月

大阪港湾局

担当連絡先
企画部工務課
（06-6615-7795）

目 次

1. 事業の概要
2. 事業目的
3. 事業内容
4. 事業の必要性の視点
   （1）事業を巡る社会経済情勢等の変化
   （2）事業の投資効果　定量的効果
   （3）事業の投資効果　定性的効果
   （4）事業の必要性の評価
5. 事業の実現見通しの視点
   （1）事業の進捗状況・事業費の見込み
   （2）事業の進捗状況
   （3）事業費進捗率（全体事業費）
   （4）事業の進捗の見込み・コスト縮減や代替案立案等の可能性
   （5）事業の実現見通しの評価
6. 事業の優先度の視点の評価
7. 対応方針（案）
8. 今後の取組方針（案）

1　事業の概要

【事業目的】

・大阪港において、有機汚泥の浚渫を実施することにより、水環境の悪化を未然に防ぐとともに浚渫区域の水質改善を図る。
・環境基準を超過したダイオキシン類を含む底質について、浚渫等を行うことで、水環境の改善を図り、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を達成する。

※有機汚泥対策は平成14年度に完了。平成15年度からは底質ダイオキシン類対策を進めている。

【事業概要】

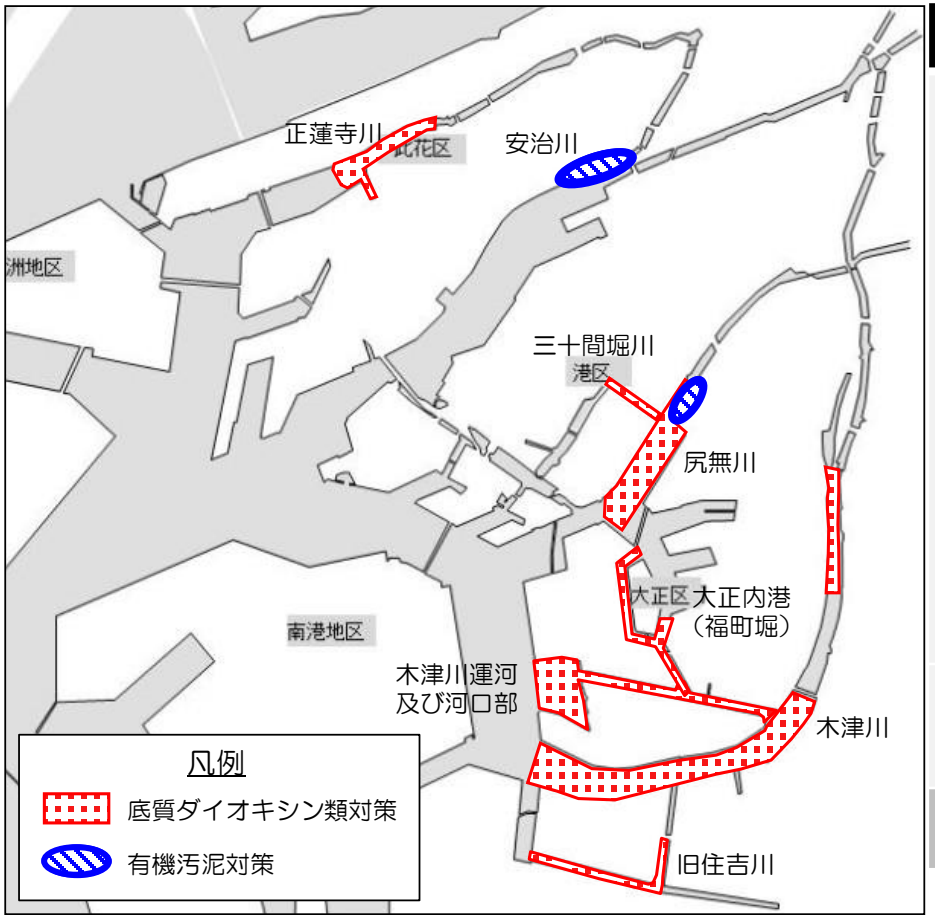
◆事業主体
　大阪市

◆大阪港内公害防止対策事業（以下、「公害防止対策事業」という。）
　規模は右表のとおり

◆事業期間
　平成13年度～令和21年度
　（前回評価時：令和11年度）

◆事業費
　146.6億円
　（前回評価時：146.6億円）

【位置図】　大阪港内河川・港湾重複区域及びその河口付近（大水門下流）



	対策区域	土量(m3)
底質ダイオキシン類	正蓮寺川	19,000
	大正内港(福町堀)	37,000
	木津川運河及び河口付近	282,000
	木津川	497,000
	旧住吉川	23,000
	尻無川	60,000
	三十間堀川	7,000
	計	925,000
有機汚泥	河川護岸部(安治川・尻無川)	37,900
合計		962,900

2　事業目的

【事業目的】

大阪港において、有機汚泥の浚渫を実施することにより、水環境の悪化を未然に防ぐとともに浚渫区域の水質改善を図る。

また、環境基準を超過したダイオキシン類を含む底質について、浚渫等を行うことで、水環境の改善を図り、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を達成する。

【背景・課題】

大阪港において、有機汚泥の浚渫を実施することにより、水環境の悪化を未然に防ぐとともに浚渫区域の水質改善を図ることを目的として事業を進めていたが、平成14年7月にダイオキシン類対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく環境基準（150pg-TEQ/g）が定められたことから、事業対象に底質ダイオキシン類対策を追加する必要が生じた。なお、ダイオキシン類については、汚染原因等の究明を行ったが、原因者の特定には至らなかったため、公害防止対策事業として事業を実施している。

◆公害防止対策事業の大阪市の全体計画の中での位置付け

環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」（平成15年2月策定）の目標のひとつとして特措法に基づく国の環境基準を達成することが掲げられており、また、「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画として策定された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（令和3年3月策定　大阪府・大阪市）において、河川・港湾の浚渫は、「河川及び海域の水質改善のための対策」及び「プラスチックごみの河川や海域への流出削減に向けた対策」の１つとして、それぞれ位置付けられている。

（参考）

・有機汚泥
有機物を含む汚泥が水底に堆積することで溶存酸素の低下等の水質悪化や悪臭ガスの発生の原因となる。

・ダイオキシン類
意図的に作られる物質ではなく、焼却過程や有機化学反応などで副生成物として発生する。発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。なお、ダイオキシン類対策の推進により、年々排出総量は減少し、令和6年においては平成9年から約99%減少している。

3　事業内容

【事業内容】

◆事業の流れ

事前調査により汚染範囲及び汚染土量を確定し、対策が必要と判明している箇所について、周辺の環境監視を行いながら、浚渫を基本とし、護岸の安定上、浚渫不可能な箇所にあっては覆砂等の対策を実施する。

◆財源等

国庫補助負担金、税等、地方債

4　事業の必要性の視点　（１）事業を巡る社会経済情勢等の変化

【事業を取り巻く現状】

当初より対策を行っていた有機汚泥の浚渫については、平成14年度に対策を完了している。

同年に特措法に基づく底質ダイオキシン類の環境基準が定められたことから、大阪港においては平成15～17年度の調査により汚染範囲及び汚染土量を確定した。これに伴い、環境基準を達成し、生活環境の悪化や生態系、自然環境への悪影響を回避するため、平成18年度から底質ダイオキシン類対策に着手し、ダイオキシン類濃度等を踏まえた優先順位に基づき、底質の浚渫等に取り組んでいる。

平成27年度から令和5年度までは、優先課題である南海トラフ地震対策としての堤防耐震化工事と合わせた事業実施となっていたが、令和4年度からは、本事業として濃度の高い区域を中心に、より効果的な対策を実施している。

4　事業の必要性の視点　（２）事業の投資効果　定量的効果

【定量的効果の具体的な内容［効果項目・受益者］】

[効果項目]

・公害の防止

有機汚泥対策を実施することで、悪臭等による生活環境悪化を防止

ダイオキシン類底質対策を実施することで、魚介類を主とした生物濃縮・摂食による健康被害を防止

[受益者]

・有機汚泥対策

悪臭による生活環境悪化を防止する観点から汚染範囲と判定された安治川等から概ね１km圏内に居住する住民世帯（此花区、港区、大正区、住之江区、西成区）

・ダイオキシン類対策

魚介類を主とした生物濃縮・摂食による健康保護の目的から大阪市域居住世帯

【費用便益分析［算出方法・分析結果］】

[算出方法]

「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」（令和６年６月　国土交通省港湾局）

[分析結果]

費用便益比　Ｂ／Ｃ＝7.62（総便益Ｂ：1,116.7億円、総費用Ｃ：146.6億円）

4　事業の必要性の視点　費用便益分析の概要

【費用便益分析結果】

1．各種の時点及び期間

供用年（有機汚泥対策）	平成15年度
供用年（ダイオキシン類対策）	令和22年度
価格基準年	令和８年度
検討期間	供用年から50年

2．計測する便益

被害防止に対する住民の支払意思額を環境便益（公害防止の価値）として測定する。

3．算定結果

環境便益（B）	
有機汚泥	19.7億円
ダイオキシン類	4,240.9億円
合計（便益総額）	4,260.6億円
便益総額の現在価値	1,116.7億円

公害防止対策費（C）	
有機汚泥	1.5億円
ダイオキシン類	145.2億円
合計（投資総額）	146.7億円
投資総額の現在価値	146.6億円

社会費用便益比（B/C）	7.62

4　事業の必要性の視点　（３）事業の投資効果　定性的効果

【定性的効果の具体的な内容［効果項目・受益者］】

[効果項目]

　人の健康を保護する上で維持することが望ましいとされる環境基準を超過した底質ダイオキシン類の浚渫等の対策を実施し、大阪港の水環境が改善することで、魚介類を主とした生物濃縮・摂食による市民への健康被害を防止し、安全・安心が向上する。また、生態系や自然環境の回復・保全にも寄与する。

[受益者]

　大阪市域居住世帯

4　事業の必要性の視点　（４）事業の必要性の評価

・特措法に規定する地方公共団体の責務として、平成15年度より人の健康を保護する上で維持することが望ましいとされる環境基準（150pg-TEQ/g）を超過した底質ダイオキシン類の対策を実施している。

・環境基準を超過した底質約93万m3の浚渫等を実施し本事業を推進することで、生活環境の悪化や生態系、自然環境への悪影響を回避する。

・社会費用便益比（B/C）は7.62であり、社会経済的にみて効率的な事業と評価することができる。

・また、本市域居住世帯に対して実施したアンケート結果において、本事業を「不要である」「どちらかと言えば不要である」と考える、と回答した市民の割合は約5%にとどまっている。

・以上より、本事業は地方公共団体の責務として実施していくべき事業であり、費用便益分析の観点からも妥当であるため、引き続き実施し、確実な事業完了を目指す必要がある。

事業の必要性の評価：A～C（前回評価から変更なし）

（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している）

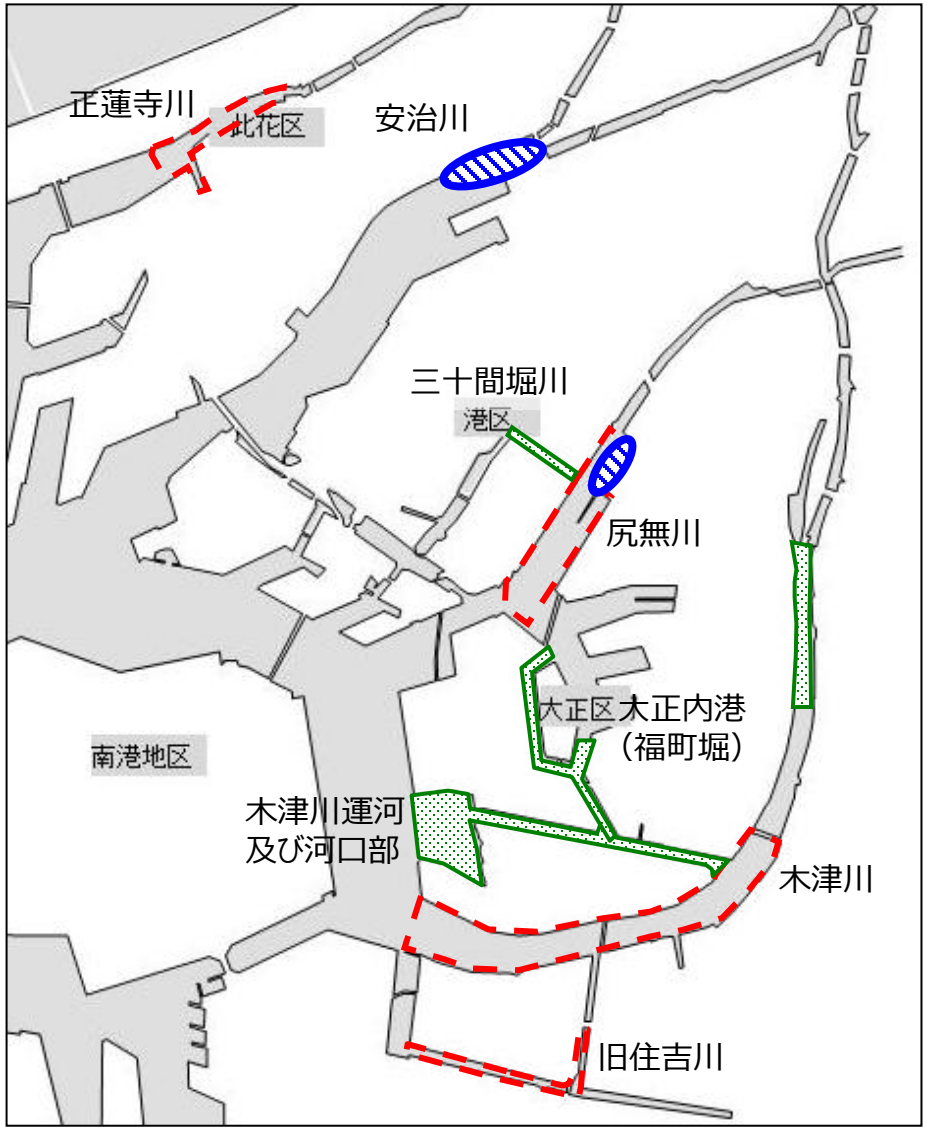
5　事業の実現見通しの視点　（１）事業の進捗状況・事業費の見込み

	事業開始時点 （平成14年2月）	初回再評価時点 （平成18年度）	前回評価時点 （令和3年11月）	今回評価時点 （令和8年11月）
①経過及び完了予定	・有機汚泥 平成13年度　事業開始 平成18年度　事業完了予定	・有機汚泥 平成13年度　事業開始 平成14年度　事業完了 ・底質ダイオキシン類対策 平成15～17年度　調査 平成18年度　対策着手予定 平成27年度　事業完了予定	・有機汚泥 平成13年度　事業開始 平成14年度　事業完了 ・底質ダイオキシン類対策 平成15～17年度　調査 平成18年度　対策開始 令和11年度　事業完了予定	・有機汚泥 平成13年度　事業開始 平成14年度　事業完了 ・底質ダイオキシン類対策 平成15～17年度　調査 平成18年度　対策開始 令和21年度　事業完了予定
②事業規模	・有機汚泥：約19万m3	・有機汚泥：約3.8万m3 ・底質ダイオキシン類：約93万m3（※１）	・有機汚泥：約3.8万m3 ・底質ダイオキシン類：約93万m3	・有機汚泥：約3.8万m3 ・底質ダイオキシン類：約93万m3
うち完了分	―	・有機汚泥：約3.8万m3（完了） ・底質ダイオキシン類：汚染範囲の調査のみ	・有機汚泥：約3.8万m3（完了） ・底質ダイオキシン類：約3.5万m3	・有機汚泥：約3.8万m3（完了） ・底質ダイオキシン類：約4.4万m3
進捗率	―	・有機汚泥：100% ・底質ダイオキシン類：0%	・有機汚泥：100% ・底質ダイオキシン類：3.8%	・有機汚泥：100% ・底質ダイオキシン類：4.7%
③全体事業費	12.7億円	146.6億円	146.6億円	146.6億円（※２）
うち既投資額	―	4.1億円	22.0億円	43.2億円
進捗率	―	3%	15.0%	29.5%

※１　事業開始時点は有機汚泥対策を行っていたが、ダイオキシン類底質の環境基準が定められたことにより、H14年度をもって有機汚泥対策を完了しH15年度以降ダイオキシン類対策を行うこととした。よって、H18年度より事業規模が変更となっている。
※２　今後処分先等の変更が必要となるが検討中であり、処分先等が具体化した時点で物価高騰等の影響を含めて見直しを行う。

5　事業の実現見通しの視点　（２）　事業の進捗状況

公害防止対策事業は、全体計画のうち約8.2万m3（約9%）が対策を完了し、未対策は約88.1万m3（約91%）となっている。

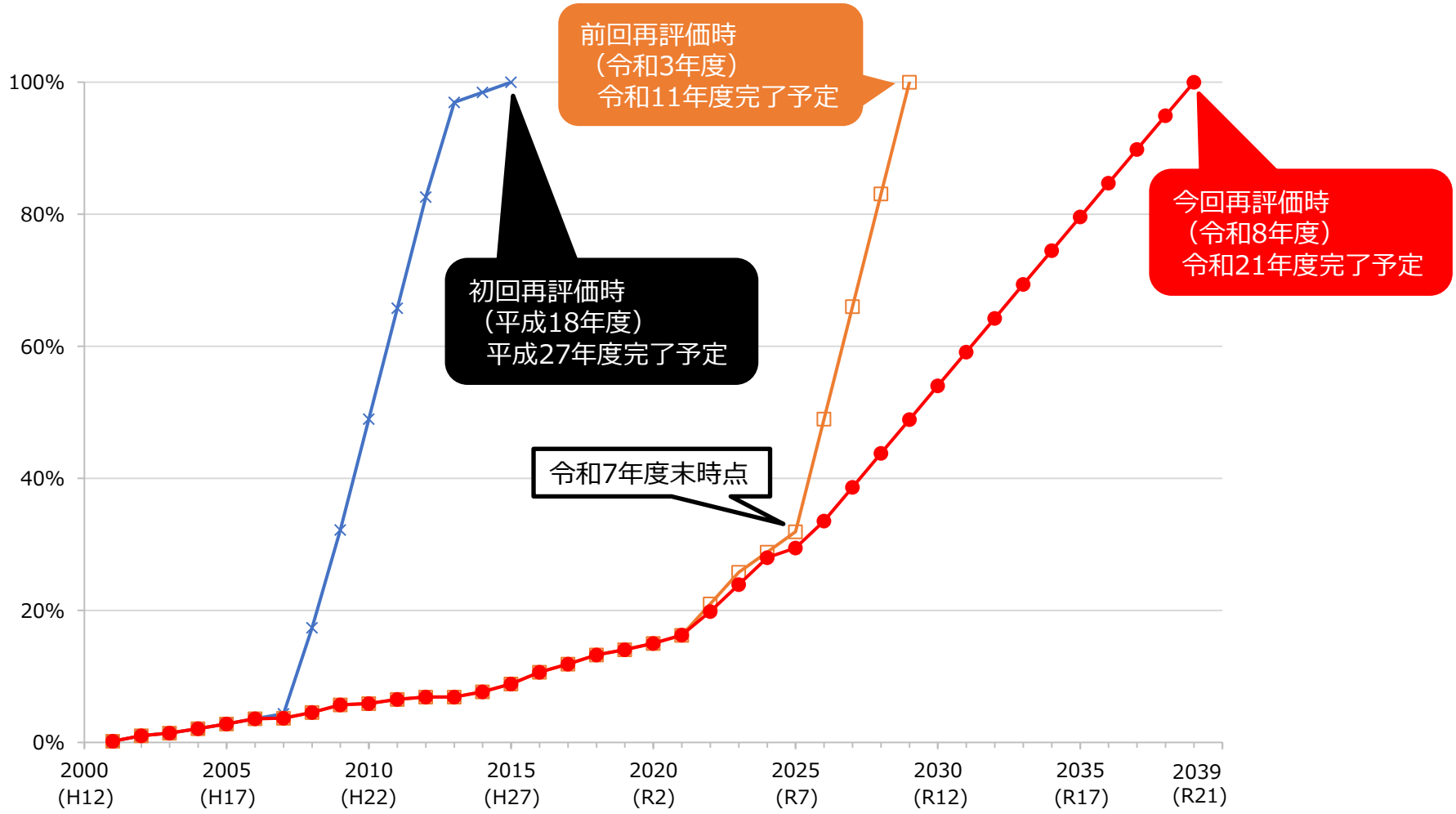


ダイオキシン類対策		事業中（一部対策完了）
		事業中（未着手）
有機汚泥対策		対策完了

対策区域		土量（m3）		
		全体量	対策済	残土量
ダイオキシン類	正蓮寺川	19,000	0	19,000
	大正内港(福町堀)	37,000	16,300	20,700
	木津川運河	282,000	23,100	258,900
	木津川	497,000	1,800	495,200
	旧住吉川	23,000	0	23,000
	尻無川	60,000	0	60,000
	三十間堀川	7,000	3,000	4,000
	計	925,000	44,200	880,800
有機汚泥	河川護岸部(安治川・尻無川)	37,900	37,900	0
合計		**962,900**	**82,100**	**880,800**

5　事業の実現見通しの視点　（３）事業費進捗率（全体事業費）

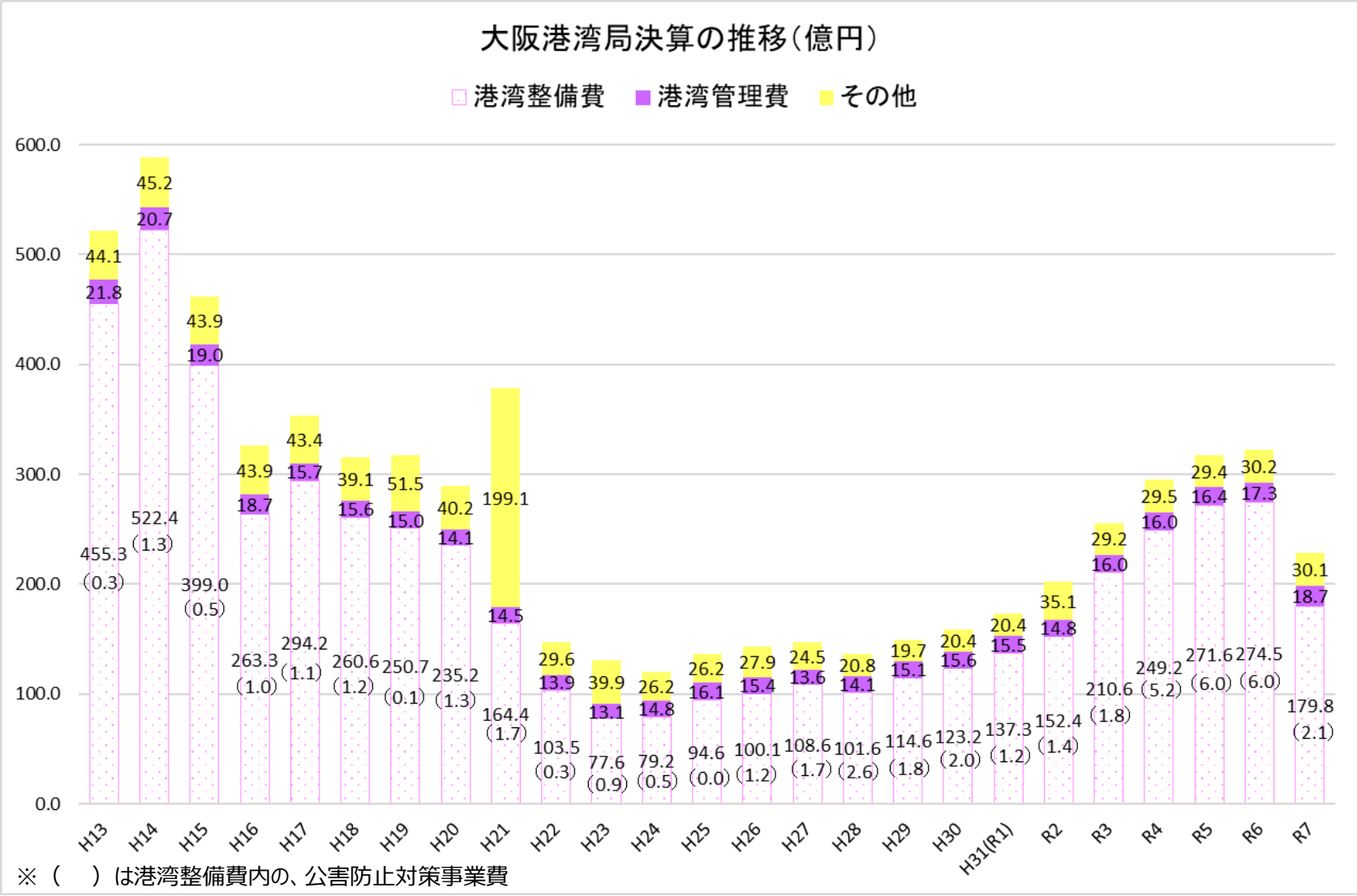
令和７年度末時点での事業費進捗率は約29.5%であり、前回評価時の進捗予定（約31.9%）と比べ、進捗は遅れている。



5　事業の実現見通しの視点　【参考】年間事業費の推移

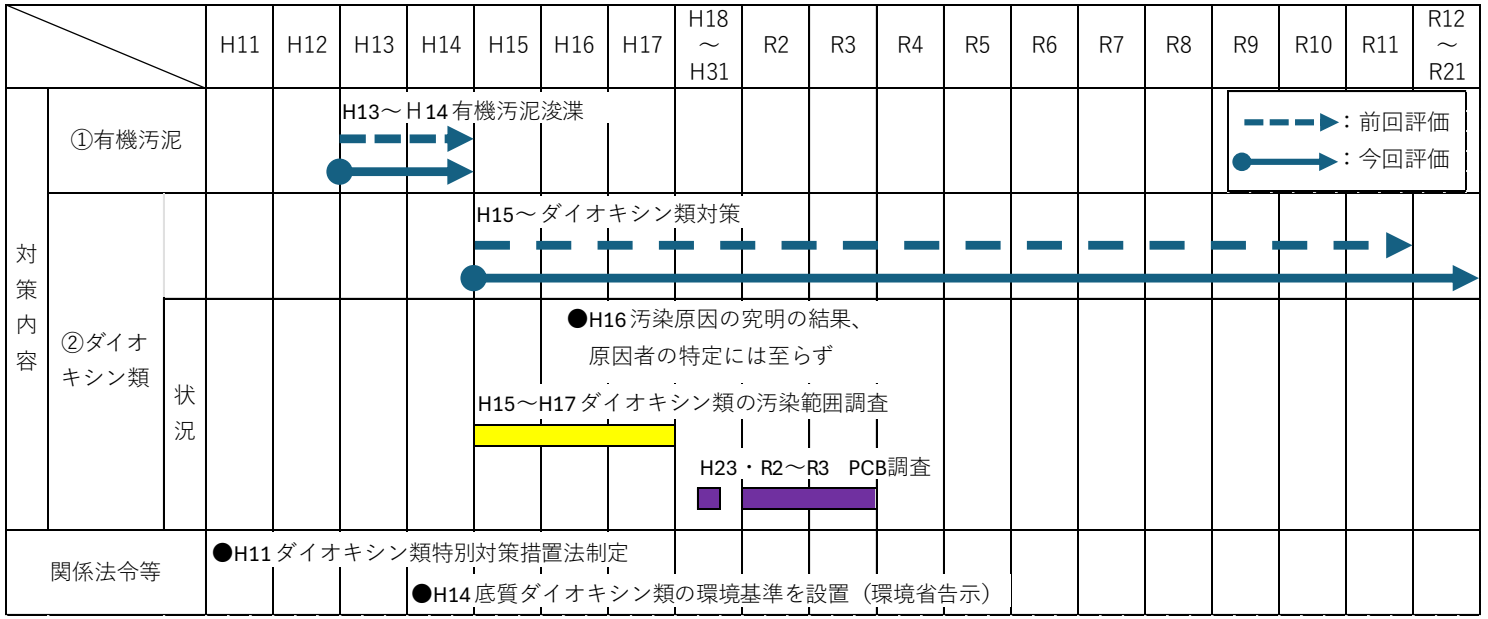
大阪港湾局の一般会計について、公害防止対策事業を実施している港湾整備費については、事業開始した平成13年度に比べて４割程度となっている。

また、近年の港湾整備費全体に占める公害防止対策事業の割合は約1～2%である。

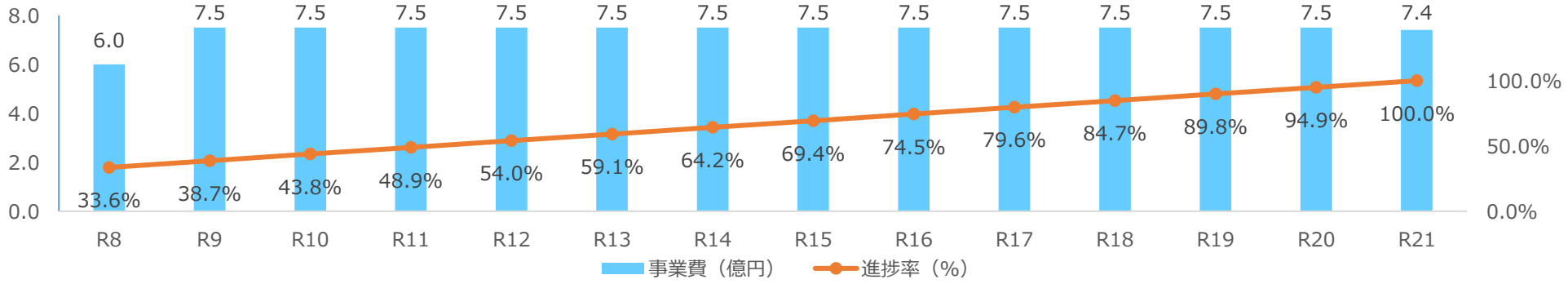


5　事業の実現見通しの視点　【参考】事業の進捗の見込み

【スケジュール（公害防止対策事業）】



【事業費想定】



・大阪港において、有機汚泥の浚渫を実施することにより、水環境の悪化を未然に防ぐとともに浚渫区域の水質改善を図ることを目的として事業を進めていたが、H14年に底質ダイオキシン類の環境基準が定められたことから、大阪港においては平成15～17年度の調査により汚染範囲及び汚染土量を確定し、平成18年度から対策を実施している。
・国の基準を超過したPCBが検出されたことがあり、汚染範囲の特定に追加調査を実施した。
・現時点で執行可能と見込める年間事業費7.5億円を毎年度執行する計画とし、事業期間を令和21年度までとしている。なお、市の財政状況等により変更となる可能性がある。

5　事業の実現見通しの視点　（４）事業の進捗の見込み･コスト縮減や代替案立案等の可能性

【事業が長期化している理由】

・本市の厳しい財政状況等から、前回再評価時までは優先課題である南海トラフ地震対策としての堤防耐震化工事と合わせた事業実施にとどまっており、年度ごとの事業費が約1～2億円の限られた予算措置となっていたため、事業が長期化している。
・また、事前の調査でダイオキシン類底質対策区域において、国の定める暫定除去基準を超過したPCBが検出されたことがあり、浚渫時にはPCBを含む底質として対策を実施する必要があるため、その都度、汚染範囲の特定に追加調査を要し、事業の進捗に遅れが生じている。

【コスト縮減や代替案立案等の可能性】

・高濃度ダイオキシン類対策にかかる技術革新等によるコスト縮減の可能性はある。

5　事業の実現見通しの視点　（５）事業の実現見通しの評価

・前回評価時点では、市の優先課題である堤防耐震化工事（南海トラフ地震対策）と合わせて実施していたが、令和5年度末に対象箇所の対策が完了している。
・また、令和4年度以降はダイオキシン類濃度の高い箇所を中心に、重点的に対策を実施している。
・引き続き重点的に対策を実施し、年間7.5億円を執行する計画に基づき、令和21年度に事業完了を目指す。

事業の実現見通しの評価：B（前回評価から変更なし）

（完了時期の見通しあり）

6　事業の優先度の視点の評価

【重点化の考え方】

特措法に規定する地方公共団体の責務として、平成15年度より人の健康を保護する上で維持することが望ましいとされる環境基準（150pg-TEQ/g）を超過した底質ダイオキシン類の対策を実施している。

「大阪市環境基本計画」（平成15年2月策定）の目標のひとつとしてダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の環境基準を達成することが掲げられており、また、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（令和3年3月策定　大阪府・大阪市）においては、河川・港湾の浚渫は「河川及び海域の水質改善のための対策」及び「プラスチックごみの河川や海域への流出削減に向けた対策」の１つとして、それぞれ位置付けられていることから、目標達成に向けて事業を推進していく。

【事業が遅れることによる影響等】

大阪港内には、底質ダイオキシン類の環境基準を超過している底質が残存しているため、環境基準の達成に向けて、遅滞なく対策する必要がある。なお、水質については毎年のモニタリング調査により環境基準を超過していないことを確認している。

事業の優先度の視点の評価：B（前回評価から変更なし）

（（事業が遅れることによる）影響大）

7　対応方針（案）

【対応方針（案）の選択理由】
・本事業の実施により特措法に基づく環境基準を達成し、環境への影響を防止することから、継続して実施する必要がある。
・このため、引き続き濃度の高い底質の浚渫等を優先的に行い、効果的な事業推進を図り、「予算の範囲内で着実に継続実施するもの（B）」と評価する。

事業継続 B（前回評価から変更なし）
（予算の範囲内で着実に継続実施するもの）

8　今後の取組方針（案）

今後も引き続き濃度の高い箇所を優先的に対策し、効果的に事業を進め、令和21年度の事業完了を目指す。
一方で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の港湾の浚渫等の事業に対する財政措置期間が令和12年度までとなっており、それ以降の財源確保が厳しくなることから、国や他の自治体等とも調整しながら、財源確保にむけた取り組みも進める。